# 令和８年定例第１回市議会会議録（第３日）

令和８年３月19日午前９時30分定例第１回市議会をみやま市役所議場に招集した。

１．応招議員は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| １番 | 諸冨　正也 | ９番 | 前原　武美 |
| ２番 | 三小田　智裕 | 10番 | 上津原　博 |
| ３番 | 黒田　清隆 | 11番 | 荒巻　隆伸 |
| ４番 | 河野　一仁 | 12番 | 瀬口　健 |
| ５番 | 森　弘子 | 13番 | 中尾　眞智子 |
| ６番 | 奥薗　由美子 | 14番 | 中島　一博 |
| ７番 | 吉原　政宏 | 15番 | 宮本　五市 |
| ８番 | 古賀　義教 | 16番 | 牛嶋　利三 |

２．不応招議員は次のとおりである。

な　し

３．出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

４．欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

５．本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議会事務局長 | 久保井　千代 | 係長 | 高野　志乃扶 |
| 参与 | 田中　裕樹 | 書記 | 池田　祐司 |

６．地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市長 | 松嶋　盛人 | 総務課長 | 平川　貞雄 |
| 副市長 | 森田　泰平 | 企画振興課長 | 渡邉　満昭 |
| 教育長 | 藤岡　育代 | 総合政策課長 | 村越　公貞 |
| 総務部長 | 椛嶋　晋治 | 財政課長 | 大坪　康春 |
| 企画部長 | 坂本　生治 | 介護支援課長兼<br>地域包括支援<br>センター長 | 山下　優子 |
| 保健福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 田中　聡美 | 学校教育課長 | 松尾　郁代 |
| 市民部長<br>兼市民課長 | 松藤　典子 | 子ども子育て課長 | 甲斐田　美紀 |
| 環境経済部長 | 岡　俊幸 | 農林水産課長 | 猿本　邦博 |
| 建設都市部長 | 城戸　邦宏 | 商工観光課長 | 垣田　智章 |
| 教育部長 | 堤　則勝 | 上下水道課長 | 松尾　友博 |
| 消防長 | 北嶋　俊治 | | |

７．付議事件は、次のとおりである。

(1)　議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

(2)　議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

(3)　議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(4)　議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定について

(5)　議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(6)　議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定について

(7)　議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

(8)　議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(9)　議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(10)　議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(11)　議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

(12)　議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について

(13)　議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について

(14)　議案第16号　みやま市道路線の廃止について

(15)　議案第17号　みやま市道路線の認定について

(16)　議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算

(17)　議案第23号　令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算

(18)　議案第24号　令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算

(19)　議案第25号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算

(20)　議案第26号　令和８年度みやま市用地特別会計予算

(21)　議案第27号　令和８年度みやま市水道事業会計予算

(22)　議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算

(23)　閉会中の継続調査の申出について

（追加日程）

(1)　発議第１号　みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

---

**午前９時33分　開議**

**○議長（牛嶋利三君）**

これより直ちに本日の会議を開きます。

**日程第１　議案第３号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第１．議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

皆様おはようございます。

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、椛嶋総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま市行政機構の見直しに伴い、部の再編など条例に所要の改正を行うもので、主な内容は、窓口サービスの利便性向上及び効率化を図るワンストップ窓口のさらなる推進のため、現在、保健福祉部に設置している健康づくり課を市民部に移管し、保健福祉部の名称を介護福祉部に変更するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第３号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第３号　みやま市部設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第２　議案第４号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第２．議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、椛嶋総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、国の行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容として、条例・規則等に基づく不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与などの意見陳述手続の通知を公示送達で行う場合、インターネットによる公表を前提とした改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第４号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第４号　みやま市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第３　議案第５号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第３．議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、松藤市民部長、相地税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催しました。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により福岡県が算定した令和８年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率などを改正するものです。医療給付費分について、所得割額の率を7.65％に、被保険者均等割額を29,475円に、世帯別平等割額を29,133円に。後期高齢者支援金分につきましては、所得割額の率を2.83％に、被保険者均等割額を10,842円に、世帯別平等割額を10,717円に。介護納付金分を2.3％に、被保険者均等割額を10,640円に、

世帯別平等割額を8,224円に改めるものです。また、こうした算定基礎額の改正に伴い、低所得者に対する税の減額等につきましても同様に改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第５号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第５号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第５号　みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第４　議案第６号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第４．議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、椛嶋総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、公共施設の整備等に要する経費に充てることを目的とする基金を設置するため、条例を制定するもので、市が所有している公共施設の老朽化に伴い、今後、多額の更新費用を要することが想定されるため、将来の負担に備え、持続可能な財政運営を図るものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第６号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第６号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第６号　みやま市公共施設等整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第５　議案第７号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第５．議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長。

**○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月12日に堤教育部長、河野教育総務課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、みやま中学校の開校に伴う東山中学校の閉校により、利用に供する学校跡地体育施設の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、閉校となります東山中学校の体育館及び運動場を、地域住民のスポーツ及びレクリエーションの場として有効活用するため、第２条の表に「みやま市東山体育館」及び「みやま市東山運動場」として追加するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第７号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第７号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第７号　みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされ

ました。

**日程第６　議案第８号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第６．議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第８号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第８号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第８号　使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づく使用料関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

**日程第７　議案第９号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第７．議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。再び中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

**○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月12日に田中保健福祉部長、甲斐田子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国家戦略特別区域に限り認め

られていた地域限定保育士制度が一般制度化されたため、関係する３条例を改正するものです。

改正の主な内容としましては、保育士不足が深刻な地域である国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度について、全国的に制度化されたことにより、各都道府県等は国の認定を受けることで地域限定保育士制度の活用が可能となりました。

福岡県においても、令和７年11月13日付で内閣総理大臣の認定を受けたため、３条例のそれぞれに所要の改正を行い、保育士の中に地域限定保育士を含むとするものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第９号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第９号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第９号　みやま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第８　議案第10号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第８．議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条

例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾文教厚生常任委員会委員長お願いします。

**○文教厚生常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）**

それでは、議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月12日に田中保健福祉部長、甲斐田子ども子育て課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、こども誰でも通園制度が創設されたことから、認可した事業所に対する特定乳児等通園支援事業の運営に関する適合基準を定めるため、条例を制定するものです。

子ども・子育て支援法に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業者に対し、市が給付費を支給する特定乳児等通園支援事業の運営に関して、内閣府令で定められた基準に準じて具体的な市の基準を定めるもので、運営に関する詳細な規定や責務、給付費の対象とする事業者の要件を明確化することで、制度の適正な実施と利用者の保護を図るものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第10号　みやま市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第９　議案第11号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第９．議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野産業建設常任委員会委員長お願いします。

**○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）**

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、私のほうより産業建設常任委員会委員長報告のほうを行います。

議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月10日に岡環境経済部長、垣田商工観光課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、宿泊施設の設置事業者に対する指定要件の緩和等を行い、市内における宿泊施設の誘致を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、指定要件の緩和及び奨励措置の拡充が主なものであり、指定要件については、現行に規定する指定区域を削除し、宿泊施設の誘致を促進する区域を市内全域へ拡張しています。あわせて、宿泊施設の多様な運営形態を鑑みて、市民５人以上の新規雇用に係る規定を削除しております。

奨励措置については、建築費等補助金の交付対象施設に、同一敷地内に併設する飲食店を加えるとともに、従業員数や宿泊定員数に応じて、補助金の交付割合及び限度額をそれぞれ細分化しており、併せて操業開始から３年以内に市民を３人以上雇用した場合における雇用奨励金を新設しています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第11号　みやま市宿泊施設の誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第10　議案第12号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第10．議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野産業建設常任委員会委員長お願いします。

**○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）**

議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月10日に城戸建設都市部長、石橋都市計画課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、市営住宅及び定住促進住宅の管理の適正化及び運用の明確化を図るため、所要の

改正を行うものです。

改正の主な内容については、入居資格等の規定について、条例中の用語の整理や入居者及び同居予定親族の定義を明確にするとともに、連帯保証人の収入要件を給与や事業所得等の安定した収入を有する者と見直し、保証能力の担保を図るものです。

次に、入居手続等について、入居可能日から期限までに入居しない方への入居決定の取消し規定を追加するとともに、家賃の納付期間における開始日の明確化や、敷金の減免・還付、転貸等の禁止、明渡し請求の要件などについて整理を行い、運用の明確化を図るものでございます。

また、市営住宅等の駐車場管理について詳細に規定し、管理根拠を明確にするほか、市営住宅と定住促進住宅で趣旨や運用が共通する規定についての文言統一を行っています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第12号　みやま市営住宅条例及びみやま市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第11　議案第13号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第11．議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、椛嶋総務部長及び平川総務課長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、福岡県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうち、久留米市外三市町高等学校組合が令和８年３月31日を限り解散すること、また、令和８年４月１日から久留米広域市町村圏事務組合が名称変更することに伴い、規約の改正が必要となったので、地方自治法第290条の規定により改めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第13号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第13号　福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第12　議案第14号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12．議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、北嶋消防長及び宮本総務課長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和８年４月１日から久留米広域市町村圏事務組合が名称変更することに伴い、筑後地域消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する必要があるため、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の６の規定により、その例によることとされる、同法第252条の２の２第３項の規定に基づいたものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第14号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第14号　筑後地域消防通信指令事務協議会規約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第13　議案第15号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第13．議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。奥薗総務常任委員会委員長お願いします。

**○総務常任委員長（奥薗由美子君）（登壇）**

議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月11日、坂本企画部長、渡邉企画振興課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条の規定に基づき、新たにみやま市過疎地域持続的発展計画を策定したため、議会の議決を求めるものです。

現行のみやま市過疎地域持続的発展計画の計画期間が満了することに伴い、新たに令和８年度から令和12年度までを期間とする計画を策定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第15号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第15号　みやま市過疎地域持続的発展計画の策定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第14　議案第16号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第14．議案第16号　みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野産業建設常任委員会委員長お願いします。

**○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）**

議案第16号　みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月10日に、城戸建設都市部長、小川建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第10条第１項の規定により、市道路線の廃止をするものです。

県道整備に伴い、終点が変更になる路線及び一部が私有地であり、公共の道路として利用されていない路線について廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行いますが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第16号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第16号　みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

**日程第15　議案第17号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第15．議案第17号　みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。河野産業建設常任委員会委員長お願いします。

**○産業建設常任委員長（河野一仁君）（登壇）**

議案第17号　みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、３月10日に城戸建設都市部長、小川建設課長及び関係係長等に出席を求め、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第８条第１項の規定により、市道路線の認定をするものです。

都市計画法の規定に基づく開発行為により築造され、本市に帰属した３路線及び県道整備に伴い、終点を整理した１路線について、新たに市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第17号　みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第16から第22．議案第22号から議案第28号までは予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長報告を求めて一括でいきますけれども、ここで暫時休憩したいと思います。30分まで休憩しましょうか。

**午前10時21分　休憩**

**午前10時31分　再開**

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

**日程第16～第22　議案第22号～議案第28号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第16．議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算から日程第22．議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算までの７件を一括議題といたします。

本件については、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島予算審査特別委員会委員長お願いします。

**○予算審査特別委員会委員長（中島一博君）（登壇）**

皆さん、改めましておはようございます。

令和８年度予算審査特別委員会委員長報告をいたします。少し長くなりますけど、よろしくお願いいたします。

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算から議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算までの７件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が３月２日、３月６日、16日の３日間、分科会は３月10日、11日、12日の３日間開催し、全体会議ではみやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では各常任委員会の所管に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第22号　令和８年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては22,643,000千円となっております。前年度と比較して572,000千円の増、率にしてプラス2.6％となっております。

令和８年度予算は、暮らしやすく、住み続けたいと思える選ばれるまちを目指し、ワンヘルスの推進、子育て支援の充実、移住・定住推進事業に重点を置いた予算となっています。

続いて、議案第23号から議案第26号までの４件の特別会計予算について申し上げます。

４つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,195,289千円とし、前年度対比162,991千円の減で、率にして1.4％の減となっております。

続いて、議案第27号　みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を522,186千円、支出の事業費用を495,057千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を207,458千円、支出を479,935千円と見込んでおり、収支不足額の272,477千円については損益勘定留保資金などで補塡するものです。

続いて、議案第28号　みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を745,467千円、支出の事業費用を737,127千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を665,539千円、支出を808,269千円と見込んでおり、収支不足額の142,730千円については損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和８年度予算の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項等について申し上げます。

まず、全体的事項については、予算執行に当たっては引き続き最少の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

公共施設の活用に関しては、所管の枠にとらわれることなく、市全体での有効活用に努めること。

予算の積算に当たっては、明確な根拠を示すとともに、執行については十分精査するよう努めること。

次に、一般会計について。

地域公共交通については、予約制乗合バス運行の検証を十分に行い、さらに市民の利便性向上につながるよう交通体系の構築を行うこと。

移住・定住については、関係部署と連携を図りながら、さらなる定住促進に努めること。

ふるさと納税については、外部団体と協力しながら、多様な新規返礼品の開拓を図るなど、企業版ふるさと納税も含めて大いに推進し、自主財源の確保に努めること。

放課後児童クラブ運営委託料については、子育て支援の観点からも、安全・安心な保育環境の充実のため、必要な経費の確保に努めること。

子ども医療費支給事業費については、子育て支援充実のため、さらなる拡充に努めること。

塵芥処理に関する委託事業は、最少の経費で最大の効果を上げるように努めること。

有害鳥獣駆除対策については、被害の減少に向けた取組強化を図ること。

商工業振興については、市の魅力を十分にＰＲできるような催しに努めること。

狭隘道路・通学路等の状況を把握し、その改善に向けて努力すること。

空き家対策については、さらなる取組を進めること。

給食助成事業費については、子育て支援や移住・定住促進の観点からも、財政状況を精査し、さらなる保護者の負担軽減に努めること。

適応指導教育費については、適応指導教室の充実に努めること。あわせて、不登校にならないための対策にもさらに取り組むこと。

次に、介護保険事業特別会計について。

安心生活見守り支援事業委託料については、市民並びに関係者への周知・啓発に努めること。

次に、水道事業会計予算について。

漏水調査に努めるとともに、老朽化した水道管の更新を計画的に進めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適正な執行を要請し、議案第22号から議案第28号までの７議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行いますが、討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第22号　令和８年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第23号　令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第23号　令和８年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第24号　令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第24号　令和８年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第25号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第25号　令和８年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第26号　令和８年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第26号　令和８年度みやま市用地特別会計予算については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第27号　令和８年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第27号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第27号　令和８年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算について、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第28号　令和８年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここでお諮りをいたします。発議第１号　みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、発議第１号を日程に追加し、直ちに議題とすることと決定をいたしました。

**追加日程第１　発議第１号**

**○議長（牛嶋利三君）**

追加日程第１．発議第１号　みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めてまいります。７番吉原政宏君お願いします。

**○７番（吉原政宏君）（登壇）**

それでは、発議第１号　みやま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、執行部による組織機構の見直しにより、健康づくり課が保健福祉部から市民部へ移管されるとともに、保健福祉部の名称が介護福祉部に変更されることに伴い、委員会条例中の「保健福祉部」の名称を「介護福祉部」に改めるとともに、新たに市民部の所管となる健康づくり課の所管に属する事項を総務常任委員会から除き、従来の文教厚生委員会の所管として追加するため、条例の改正をするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行いますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第１号は、会議規則第37条第３項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、発議第１号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行いますが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第１号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第１号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、発議第１号　みやま市議会委員会条例の一部を改正する

条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

**日程第23　閉会中の継続調査の申出について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第23．閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることと決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いしておきたいと思います。

お諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和８年定例第１回市議会を閉会いたします。

**午前10時52分　閉会**

上記会議の次第は、久保井千代の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長　　牛　嶋　　利　三

みやま市議会議員　　奥　薗　　由美子

みやま市議会議員　　吉　原　　政　宏